

第3回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年11月18日（木）午後1時10分から午後4時10分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

河原はつ子委員，北川実委員，久保豊委員，畔柳章裕委員，佐藤辰弥委員
千野美和子委員，宮浦そとえ委員，三宅俊一郎委員長（以上8人出席）
（宮本隆子委員欠席）

(2) 事務担当者

谷田裁判官（少年事件担当），上坂事務局長，山口首席書記官
高柳次席家裁調査官，原田総務課長

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 意見交換テーマ

少年事件と家庭裁判所の取組

(3) 意見交換要旨（○委員の意見，□事務担当者の説明）

- 福井家裁の少年事件の処分結果の内訳の傾向で全国と違う点はあるのか。
- 福井家裁の少年事件の処分結果の内訳は，「審判不開始」の割合が少なく「不処分」の割合が多くなっている点を除いて，全国平均とほぼ同じ傾向を示している。処分結果としての「不処分」というのは，審判を開いた上で，保護観察や少年院送致等の保護処分にするまでの必要はないとして裁判官が訓戒などの指導をした上で事件を終了させるものであり，「審判不開始」というのは，事前の調査官の調査などで保護的措置が採られていることや事案の内容等を考慮して，審判を開かないで事件を終了させるものである。
- 少年事件は非行少年の保護を目的としているようであるが，被害者側に対する配慮はどのようになっているのか。
- 被害者のための制度として，①少年事件記録の閲覧・コピー，②意見陳述，③審判結果の通知，の三つの制度がある。①は，損害賠償請求や保険金請求

をしようと考えているときや裁判所に意見を言いたいと考えているときなどに、審判を開始する決定があった少年事件の事件記録を見たりコピーすることができる制度である。②は、少年の処分が決まるまでの間、裁判官や家裁調査官に対して審判の場や審判以外の場で気持ちや事件について意見を述べるることができる制度である。③は、少年の処分が決まってから3年間、少年とその親権者の氏名と住居、決定の年月日、決定の主文、決定の理由の要旨を通知してもらえる制度である。

- 今後はもっと被害者の立場に立った審判の在り方が求められるのではないか。加害者が立ち直って、被害者が立ち直れないというのでは制度として十分でないように思う。被害者が少年の場合には、大人の被害者とは違った配慮も必要だと思う。
- 捜査機関が少年の被害者から事情を聴く場合には特別の配慮が必要とされている。実際にも、性的被害を受けた者に対しては女性の警察官をあてるとか、保護者に同席してもらおうとか、同じことを繰り返して聴かないなどの配慮をしている。被害を受けた少年が学校へ行けなくなってしまったような場合にどのようなケアをしていくかは、今後の課題である。
- 少年事件の非公開の原則は守られるべきであり、社会的に耳目を集めるような重大な事件であっても、少年の将来のために、やはり公開すべきではないと思う。
- 少年法が少年の保護を目的としている以上、非公開であることはやむを得ないと思うが、重大な事件について何も知らされないのでは国民は不安であると思う。一定の場合には非公開の原則が緩和されてもいいと考えるが、その線引きが難しいと思う。
- 少年の将来の社会復帰のために少年事件を非公開としていることは分かるが、制度が少年の社会復帰等に向けてきちんと機能していないと意味がないと思う。少年審判の制度がどの程度少年の再非行防止等に有効に働いているのかを検証する仕組みをきちんと整備する必要があるのではないか。
- 再非行率については、終了した少年事件（道路交通法違反事件や業務上過失傷害等の交通関係の事件を除く。）のうち、少年に前歴（軽微な事件を対象とする簡易送致事件を含む。）がある割合は、関係資料によると、最近は

全国でおおむね2割強、福井家裁管内ではおおむね1割強程度で推移している。あくまで推計ではあるが、こうした傾向から、少年審判制度の有効性を判断していただければと考えている。

- 少年事件を担当した実感として、万引事件の再非行率が高いように感じる。万引をして見つかったも警察官の注意だけで終わったりすると、大したことがないという安易な気持ちから再非行に走る少年が増えることも考えられるので、家庭裁判所としても、あらゆる方向から事件及び処分を検討して、少年が真に立ち直るような努力をしていきたい。
- 少年を健全に育てるためには、自然に触れさせながら育てることが大切であると考えているが、屋外活動に誘っても子供は家で勉強をさせておけばいいと言って全く耳を貸さない親、子供にお金を渡してコンビニで買った菓子で食事をさせている親などが増えているように思う。少年にとっては親の影響が大きく、少年犯罪が増えているのも親に何らかの原因があるのではないかと思う。少年審判では保護者にどの程度働きかけているのか。
- 保護者に対する働きかけとしては、配布資料の最高裁広報用パンフレット「少年が非行を繰り返さないように～家庭裁判所における教育的な措置～」のとおり、①調査や審判での指導、②非行についての反省を深めさせるための親子講習、③親子での社会奉仕活動、④親子での共同作業の体験（親子合宿）、⑤保護者会などがある。⑤の保護者会は、保護者同士で、子に非行を繰り返させないための親の役割や少年の養育面における悩みなどを話し合う機会を設けて、保護者としての責任の自覚を高めるものである。福井家裁でも、年内にこの保護者会を初めて実施する予定であり、これにより、保護者の孤独感を和らげて元気付けたり、自分の子に合った接し方や問題解決の方法が見つけれられるように援助したい。
- 少年の再非行防止のためには、試験観察や更生のプログラムをもっと充実強化すべきである。また、少年友の会や保護司をもっと関与させるとよいと思う。

(4) 次回の内容等

開催日時 平成17年5月26日（木）午後1時15分

テーマ 「成年後見制度と家庭裁判所の取組について」